

【2025 年 1 月 商品改定】

- 弊社の「マイページ（個人のお客さま専用ページ）（※）」等にて契約内容変更等の手続きを行う場合については、「書面省略特約（契約内容変更依頼）」が自動セットされます。

（※）マイページ（個人のお客さま専用ページ）とは、個人のお客さま専用インターネットサービスです。アカウントを作成し、お客さまのご契約を登録することで契約内容の確認を、24 時間・365 日いつでも無料でご利用いただけます。

書面省略特約（契約内容変更依頼）

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を適用する旨を申し出て、当社がこれを引き受ける場合に適用されます。

第 2 条（この特約における当会社への通知）

- （1）保険契約者または被保険者は、契約内容の変更等について、その申出または通知を当社が定める電話または情報処理機器等の手段により行うことができます。ただし、当社が別に定める機器等により申出または通知が可能な事項として明示した契約内容の変更等に限りします。
- （2）保険契約者または被保険者が本条（1）の申出または通知を行い、当社がその申出または通知の受付と同時にそれを承認した場合は、当社は、その申出または通知をもって書面による申出または通知がなされたものとみなします。

第 3 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。